

○三好市建設業者等指名停止等措置要綱

平成18年3月1日

告示第83号

改正 平成24年11月5日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、不法・不当行為等を行った建設業者及び建設工事に関する調査・測量・設計コンサルタント業(以下「建設業者等」という。)の指名停止及び指名回避(以下「指名停止等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲等)

第2条 この告示は、建設業者等の経営者(個人企業にあつては本人及び支配人、法人にあつては当該法人の代表権を有する役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員(以下「代表役員等」という。)をいう。)が、不法・不当行為等を行った場合並びに市と取引関係を有する建設業者等の代表役員等以外の役員等(常時工事又は業務の契約を締結する事務所を代表する者を含む。以下「一般役員等」という。)及び市と取引関係を有する営業所に属する使用人が業務に関して不法・不当行為等を行った場合に、当該建設業者等に対して適用する。

2 前項の規定にかかわらず、建設業者等の一般役員等及び使用人が独占禁止法違反行為及び談合を行った場合は、市と取引関係を有する営業所の区域外についても適用することができる。

3 業務に関し下請の建設業者等が行った不法・不当行為等については、元請の建設業者等についても適用する。

4 共同企業体が行った不法・不当行為等については、当該共同企業体及び事実の原因者たる構成員に適用する。

5 指名停止等を受けた建設業者等が共同企業体を結成している場合は、当該建設業者等に対して行った指名停止等の期間を超えない期間をもって当該共同企業体にも適用する。

6 指名停止を受けた建設業者等を現に指名している場合は、その指名を取り消すものとする。

(指名停止及び指名回避)

第3条 別表の各号に該当する者は指名停止の措置を行うものとし、当該疑いのある者は指名回避の措置を行うものとする。なお、別表の各号に該当するか否かの判断につき、第1次的に判断すべき公共機関がある場合には、その機関の判断をまって措置するものとする。

(適用期間の基準)

第4条 指名停止及び指名回避措置の適用期間の基準は、別表のとおりとする。ただし、極めて悪質な事由があると認められる場合には別表の各号に定める期間の2倍の期間を限度として適用するものとし、特に宥恕すべき事情があると認められる場合には別表の各号に定める期間の2分の1の期間を限度として短縮することができる。

- 2 同一事件について別表の各号の2つ以上の項目に該当する場合又はその疑いがある場合には、それぞれについて適用される期間の最も長い期間をもってその期間とする。
- 3 別の事件について別表の各号に該当する場合又はその疑いがある場合には、それぞれに定められた期間を加えた期間を適用する。
- 4 指名停止等の措置を受けている者について、その後、その措置を加重する事実が明らかになった場合にはその適用期間を延長することができ、また、情状によって適用期間を軽減することが特に必要と認められる場合にはその適用期間を短縮することができる。
- 5 指名回避の措置を受けている者が、その後、その疑いがないと判明した場合には、その時から指名回避の措置を解除するものとする。

(不法・不当業者の発生報告)

第5条 建設工事等を主管する課(室)の長は、その建設工事等の請負いに関し、指名停止等の措置要件に該当する者がいると認められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(措置の決定及び効力)

第6条 指名停止等の措置を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、建設工事指名審査委員会に諮らなければならない。なお、指名停止等の措置を決定し、又は措置内容を変更するに当たっては、他の課(室)と連絡を密にし、慎重かつ公平に取り扱わなければならない。

- 2 前項において決定された指名停止等の措置については、他の部局においてもその効力を有するものとする。

(決定の通知)

第7条 指名停止等の措置及び措置内容の変更を決定した市長は、直ちに関係課(室)等の長に通知するとともに、様式第1号又は様式第2号により該当する建設業者等に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において市長が特に必要と認めた場合は、建設業者等に対して通知しないこととすることができる。

(工事以外の業務に係る業者への準用)

第8条 第1条から第7条の規定は、市が発注する工事以外の業務に係る業者の指名停止等について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の建設業者等指名停止等措置要綱(平成10年山城町告示第42号)又は東祖谷山村建設業者等指名停止等措置要綱(昭和61年東祖谷山村要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年11月5日告示第66号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

項目	措置期間	
	市工事関係	市工事以外
1 契約の履行に当たり故意若しくは過失により工事を粗雑にし、又は設計書に定められ品質、規格若しくは数量に関して不正の行為をした者	4箇月	
2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者	12箇月	2～12箇月
3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者	6箇月	
4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者	8箇月	
5 正当な理由なくして契約を履行しなかった者	6箇月	
6 落札しても契約を締結しない者	4箇月	
7 請負契約等の施行に関し、安全管理措置を粗雑にした		

ために公衆又は工事関係者に危害を及ぼした者		
(1) 公衆を死亡させた場合	6箇月	1～6箇月
(2) 公衆を負傷させた場合	3箇月	1～3箇月
(3) 工事関係者を死亡させた場合	3箇月	1～3箇月
(4) 工事関係者を負傷させた場合	2箇月	1～2箇月
8 前号に定める危害を及ぼすおそれがあるため警告を受けたにもかかわらず改善しなかった者	6箇月	1～6箇月
9 会計検査院の現地検査の結果、不良工事として指摘された者	4箇月	3箇月
10 建設工事等の入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載したもの	9箇月	
11 贈賄、供応を行った者	12箇月	1～8箇月
12 建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、騒音規制法、火薬類取締法に違反した者で、その違反行為が特に重大なもの	6箇月	1～6箇月
13 その他重大な不法・不当行為等を行い、指名業者として不相当と認められる者	2～12箇月	1～8箇月
14 この告示により指名停止等の措置が継続中となっている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用している者	使用状態が解消されるまでの間	使用状態が解消されるまでの間

様式第1号(第7条関係)

番 号
年 月 日

各課(室)長 様

三好市長

不法・不当業者等の(指名停止・指名回避)について(通知)

次の業者について、(指名停止・指名回避)を決定しました。

有資格者名簿 登 載 ペ ー ジ	商 号 又 称 は 名 称	代 表 者	指 名 停 止 指 名 回 避 期 間	理 由

様式第1号(第7条関係)

番 号
年 月 日

各課(室)長 様

三好市長

不法・不当業者等の(指名停止・指名回避)の変更について(通知)

既に、(指名停止・指名回避)を決定している次の業者について、その措置内容を変更しました。

有資格者名簿 登 載 ペ ー ジ	商 号 又 称 は 名 称	代 表 者	指 名 停 止 指 名 回 避 期 間	理 由

様式第2号(第7条関係)

番 号
年 月 日

建設業者 様

三好市長

(指名停止・指名回避)について(通知)

三好市の発注する(建設工事・委託業務)について、次のとおり(指名停止・指名回避)をします。

1 期 間

2 理 由

様式第2号(第7条関係)

番 号
年 月 日

建設業者 様

三好市長

(指名停止・指名回避)の変更について(通知)

既に通知している三好市発注(建設工事・委託業務)の(指名停止・指名回避)について、次のとおり変更します。

1 期 間

2 理 由

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)